

市指定有形民俗文化財の寄贈について

旧石切町で石材店を営む黒田家資料 509 点は、市指定有形民俗文化財「旧石切町の石工用具（黒田家資料）」として平成 16 年 11 月 30 日付に指定され、これまで個人が所有してきたが、令和 2 年 11 月 5 日付にて一部資料の寄贈を受けたことについて報告するもの。

1. 指定文化財の概要等

本文化財は、昭和 10～30 年代のものを主体とした採石用具、加工用具、運搬用具、鍛冶用具等によって構成される。当時の仙台地方の石工技術の特徴は、硬石系（安山岩など）と軟石系（秋保石などの凝灰岩など）の加工技術が併存している点にあるが、本文化財は、当時の石材加工用具が網羅的にそろっており、現在ではほとんど失われている仙台地方の在来石工技術を示すものとして重要であると評価されている。

2. 寄贈の概要

(単位：点)

指定名称	指定	現存	滅失	備考
旧石切町の石工用具（黒田家資料）	509	362	147	R2.11.5 付で 335 点が市に寄贈された

3. これまでの経過

時期	内容
平成 15～16 年度	黒田石材店にて民俗文化財調査を実施
平成 16 年 11 月	市指定有形民俗文化財に指定
平成 17 年 3 月	仙台市文化財調査報告書第 294 集（二冊組）刊行 ※実測図等を作成するため、同年 1 月より黒田家資料約 100 点を借用
平成 30 年 4 月	借用していた資料の点検を実施
平成 30 年 5～6 月	所有者と今後の取り扱いについて協議
令和 2 年 8 月	黒田家資料の所有者保管分の滅失を確認、滅失届を受領
令和 2 年 11 月	一部資料について所有者変更手続き、寄贈資料の再整理
令和 3 年 1～3 月	所有者と寄贈対象外資料の今後の取り扱いについて協議